

○北海道警察術科技能検定規程

北海道警察本部訓令第25号

平成17年8月30日

改正 令和2年10月22日警察本部訓令第23号、令和4年3月23日第9号、令和8年1月9日第1号

北海道警察術科技能検定規程を次のように定める。

北海道警察術科技能検定規程

(目的)

第1条 この訓令は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号。以下「警察庁訓令」という。）に基づき、術科技能の向上及び普及徹底を図るため、北海道警察に勤務する警察職員に対して行う逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能検定（以下「技能検定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）、北海道警察学校（以下「警察学校」という。）及び方面本部に、各種目ごとに技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、技能検定を実施し、その合格者を決定する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって構成する。

2 委員長には、警察本部にあっては警務部長、警察学校にあっては警察学校長、方面本部にあっては当該方面本部長をもって充てる。

3 委員には、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4 委員は、技能検定に関する事務及び技能検定の実施に当たるものとする。

5 委員会の庶務は、警察本部にあっては教養課、警察学校にあっては指導部、方面本部にあっては警務課において処理する。

(技能検定の実施)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、技能検定を実施するものとする。ただし、逮捕術の上級の技能検定は、警察本部の委員長が実施するものとする。

2 委員長（警察学校長を除く。）は、技能検定を実施するときは、期日、場所、方法等を所属長に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた所属長は、受検者を選考し、委員長に報告するものとする。

(技能検定の基準)

第6条 技能検定は級位制によって行うものとし、その合格基準は別に定める。

(合格通知)

第7条 委員長は、技能検定に合格した者（以下「技能検定合格者」という。）について、所属

長に通知するものとする。

(合格者台帳の整備)

第8条 警察本部の教養課長、警察学校の指導部長及び方面本部の警務課長は、技能検定合格者台帳（別記第1号様式）を備え、常に整備しておかなければならない。

(合格の取消し)

第9条 委員長は、技能検定合格者が検定合格技能にふさわしくない行為をしたときは、その合格を取り消すことができる。

2 委員長は、前項の規定による取消しを行ったときは、技能検定合格取消通知書（別記第2号様式）を本人に交付して通知しなければならない。

(技能検定合格の特例)

第10条 警察大学校、皇宮警察、管区警察学校、警視庁及び各府県警察が警察庁訓令に準拠して行った技能検定に合格した者は、この訓令による技能検定に合格した者とみなす。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和2年10月22日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和8年1月9日から施行する。

※ 別記様式は省略